

防衛省設置法等の一部を改正する 法律案

令和6年2月
防衛省

- 「統合作戦司令部(仮称)」の新設、海上自衛隊地方隊の改編
→ 自衛隊法の一部改正
- 自衛官の定数の変更
→ 防衛省設置法の一部改正
- 「自衛隊海上輸送群(仮称)」の新編に伴う自衛官の権限、船舶法等の適用除外の整備
→ 自衛隊法・海上輸送規制法・海賊対処法の一部改正
- 次期戦闘機共同開発のための国際機関(GIGO)に派遣される防衛省職員の処遇の整備
→ 防衛省職員派遣処遇法の一部改正
- 日独物品役務相互提供協定(ACSA)に関する規定の整備
→ 自衛隊法・PKO法の一部改正
- 自衛隊員の人材確保のための各種制度の見直し
→ 自衛隊法・防衛省職員給与法の一部改正

【今般の改正対象となる法律の正式名称】○海上輸送規制法: 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律／○海賊対処法: 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律／○防衛省職員派遣処遇法: 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律／○PKO法: 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律／○防衛省職員給与法: 防衛省の職員の給与等に関する法律